



－企業を育て 地域を伸ばす 商工会議所－

伊予 商工会議所報

2026

10月

NO.203

年4回発行

～主な内容～

令和7年度I～YO共済配当金・・・・・・・・	2
最低賃金改正（予定）のお知らせ・・・	3
短時間労働者の社会保険加入拡大のポイント	4
伊予市地域景気動向調査・・・・・・・・・・	6・7
青年部・女性会活動報告・・・・・・・・・・	8

- 令和7年度I～YO共済の配当金が確定しました
- 2026年上半期地域景気動向調査結果報告



【五色浜観月いもたきオープン】

発行所：伊予商工会議所

〒799-3112 愛媛県伊予市上吾川甲9-1

TEL:089-982-0334

FAX:089-983-2227

E-mail : info@iyocci.jp

URL : <https://www.iyocci.jp>

新I～YO共済 令和7年度の配当金が確定しました

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付
定期保険(団体型)+伊予商工会議所独自の給付制度(見舞金・祝金制度)

令和7年度(保険期間:令和7年7月1日～令和8年6月30日)決算が確定しましたので、加入事業所様に
契約者配当金をお振込みいたしました。その際、明細書を送付いたしましたので、ご参照ください。

配当金お支払い日 令和8年9月15日(火)

※新I～YO共済保険料の指定振替口座へ振込させていただきました。

【令和7年度 事由別支払い状況】

①保険金・給付金・一時金

死 亡 保 険 金	3件	1,500,000円
ガ ン 入 院 一 時 金	2件	40,000円
6大生活習慣病入院一時金	1件	10,000円
合 計	6件	1,550,000円

②見舞金・お祝い金(※伊予商工会議所独自の給付制度・運営費の一部から支払われています。)

病 気 入 院 見 舞 金	16件	120,000円
ケガ通院見舞金	5件	25,000円
結 婚 祝 金	2件	25,000円
出 産 祝 金	4件	35,000円
親介護認定見舞金	2件	10,000円
合 計	29件	215,000円

【保障内容・加入資格・掛金・税法上の取扱いについて】

ご加入にあたってはパンフレット、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。

ご不明な点等ございましたら、引受保険会社のアクサ生命保険担当社員が訪問した際に、または下記まで、
お気軽にお問い合わせください。

★加入・脱退・保険請求等でご用の際は、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

伊予商工会議所 電話(089)982-0334

定期保険(団体型)引受保険会社 アクサ生命保険株式会社

取扱店 アクサ生命保険株式会社 松山営業所 電話(089)943-1386



★業務上・業務外を問わず24時間保障の「新I～YO共済」を、事業所及びその役員・従業員の福利厚生にお役立て下さい。

11月は労働保険適用促進強化月間です

「労働者はもちろん、その人の家族も守ること、それが労働保険の目的です。」

正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険(労災
保険・雇用保険)に加入する義務があります。

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化月間」と定め、集中的な広報活動など労働保険の加入促進に
努めております。

労働者を雇用しているのに、まだ労働保険に加入されていない場合は、すぐに加入手続きをしてください。

【ご相談・お問合せ】

愛媛労働局労働保険徴収室 TEL 089(935)5202 又は
最寄りの労働基準監督署・ハローワークにお尋ねください。



愛媛県最低賃金改正（予定）のお知らせ

愛媛県内すべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」が改正される予定です。

これにより、令和8年11月1日以降分の最低賃金は、下記のとおりとなり、愛媛県内の使用者は、労働者に対し、この最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりませんので、ご注意ください。

改正後の愛媛県最低賃金は **1時間 1,093 円**です。

なお、今回改正される「愛媛県最低賃金」より高い「特定（産業別）最低賃金」が定められている業種の使用者は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

業務改善助成金、キャリアアップ助成金等の各種支援制度の活用をご検討ください。

【厚生労働省 最低賃金特設サイト】 <https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>

最低賃金についてのご相談、お問い合わせは、愛媛労働局賃金室（Tel 935-5205）又は、松山労働基準監督署（Tel 917-5250）におたずねください。



令和8年度伊予市中小企業者雇用支援補助金のご案内

伊予市では、エネルギー価格高騰及び人件費上昇の影響を受けている市内の中小企業者の皆さまの負担軽減と地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内において支援補助金を交付します。

該当する中小企業者の皆さまには、伊予市役所よりハガキにて案内が送られております。

【補助対象者】

次のいずれにも該当する中小企業者

- ①市内に事業所を有し、現に事業を営んでいること
- ②補助金受領後も事業を継続する意思があること
- ③市税の滞納がないこと
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当しないこと

【申請受付期間】

令和8年9月1日（火）～令和9年1月29日（金）必着

【お問い合わせ】

その他、詳細につきましては伊予市役所ホームページをご覧ください。

<https://www.city.iyo.lg.jp/keizaikoyou/tyuusyoyoukigyousyakoyousienn.html>

伊予市役所 企画振興部商工観光課商工労働担当 電話：089-982-1120



紙の手形・小切手 利用廃止へ



2027年3月末までに紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取り組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(内閣官庁)」より)

短時間労働者の社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入拡大のポイント

ポイント1

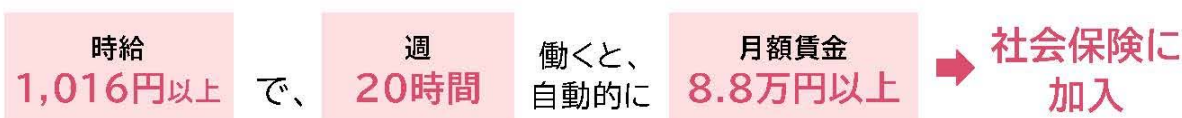
最低賃金の上昇により、週20時間以上働く方は、自動的に社会保険の加入要件を満たすため、賃金要件を意識する必要がなくなります

短時間労働者が社会保険に加入する場合、次の四つの要件を満たす必要があります。

- ① 所定内賃金が月額8.8万円以上であること(賃金要件)
- ② 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ③ 勤め先が従業員数(※1) 51人以上の企業であること(企業規模要件) ※1 厚生年金保険の被保険者数
- ④ 学生ではないこと

賃金が時給1,016円以上になった場合に、週20時間以上働くと、月額賃金が8.8万円以上となり、自動的に賃金要件を満たします。なお、週20時間以上働く方については、日本年金機構等に被保険者資格取得届の提出が必要です(③、④の要件も満たす必要があります。)

▶ 働き方と社会保険加入の関係(51人以上の会社で働く方 学生を除く)



ポイント2

賃金要件(いわゆる年収106万円の壁)は令和8(2026)年10月に撤廃予定

今般、全ての都道府県で令和7年度地域別最低賃金が時給1,016円を超えたことにより、週20時間以上働くすべての方が自動的に社会保険の加入対象になるため、令和7年年金制度改革法に基づき、令和8(2026)年10月に賃金要件を撤廃する予定です。

令和7年度地域別最低賃金で週20時間
働くと自動的に社会保険の加入対象



令和8(2026)年10月に
賃金要件を撤廃予定(※2)

※2 ただし、最低賃金法では一定の場合に最低賃金の減額を許可する特例があり、この特例の対象となる短時間労働者のうち、月額賃金8.8万円未満である方は、原則社会保険に加入しないこととなります(申出により任意で加入することは可能。)

ポイント3

今後、企業規模要件も段階的に縮小、撤廃されます

年金制度改革法に基づき、企業規模要件についても、段階的に縮小していきます。

従業員51人以上	従業員36人以上	従業員21人以上	従業員11人以上	従業員10人以下
現在	令和9(2027)年 10月から	令和11(2029)年 10月から	令和14(2032)年 10月から	令和17(2035)年 10月から

▶ 企業規模要件を満たさない企業でも任意で加入することができます(※3)

従業員の2分の1以上の同意があれば、短時間労働者も社会保険に加入することができます。

※3 令和8(2026)年10月以降に当該制度を利用して任意加入をする場合は、短時間労働者の保険料の一部を事業主が負担すると、3年間の制度的な支援(保険料調整制度)を受けることができます。

年次有給休暇を上手に活用し、働き方・休み方を見直しましょう！

【年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。】

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

年次有給休暇の取得促進は労働者にも会社にもメリット

計画的な年次有給休暇の取得により…	年次有給休暇をしっかりと取得できないと…
● 仕事の生産性向上！ ● 企業イメージの向上！ ● 優秀な人材の確保！ 地域イベントへの参加！ 私生活の充実！ 仕事へのやる気向上！	● 労働者のストレス増加 ● 職場の雰囲気の悪化 ● 残業などのコスト増加 心身ともに疲労感… 仕事の能率低下…

【年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう】

全ての企業において、年10日以上、年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち、年5日については使用者が時期を指定して取得させることが必要です。

【労使協定によって時間単位の年次有給休暇が活用できます】

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

◆ 労使協定や就業規則などの例は『年次有給休暇取得促進特設サイト』をご確認ください。⇒

◆ 働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



各種無料相談会のご案内

【制度改正等の課題解決のための

専門家による無料個別相談会】

＜相談内容＞

- ・働き方改革関連法などの労働法規や税制度等の各種制度改正について
- ・デジタル化やグリーン化への対応について
- ・生産性向上への取組について
- ・複雑化、高度化する多様な経営課題について 等

＜実施期間＞

令和9年1月15日（金）まで



【事業環境変化対応のための

専門家による無料経営相談会】

＜相談内容＞

- ・物価高騰への対策、打開策を知りたい
- ・どのような補助金があるか知りたい
- ・経営力強化を図るにはどうしたらよいのか
- ・デジタル化に向けて何を準備したらいいのか
- ・インボイス制度とはどのような制度なのか 等

＜実施期間＞

令和9年1月15日（金）まで



伊予市地域景気動向調査について

このたび、伊予市地域景気動向調査にご回答をいただきました事業所の皆様には、ご多忙のところご協力を賜り誠にありがとうございました。

その第23回目の調査結果がまとまりましたのでご報告いたします。

なお、調査結果の詳細につきましては、商工会議所のホームページに掲載しておりますので是非ご活用ください。

調査対象期間	令和8年前期(令和8年1月～6月)
調査対象業種	小売業・サービス業・卸売業・製造業・建設業
調査対象件数	626事業所(前回637事業所)
回収件数	258事業所(前回251事業所)
回収率	41.2%(前回39.4%)

《調査結果の総括》

1 令和8年前期の経営状況及び令和8年7月～12月の予測

次の表は各調査項目を3点満点で表わしている。以下、項目の状況を対比すると次のとおりとなる。

調査項目	前年実績		当年実績・予測		前年同期との比較
	2025年前期	2025年後期	2026年前期	2026年後期	
1 エネルギー等の高騰の影響	1.25	1.29	1.23	1.23	横ばい
2 業界全体の景況	1.53	1.54	1.42	1.43	悪化
3 自社の景況	1.73	1.68	1.59	1.64	悪化
4 市場の競争	1.63	1.70	1.60	1.57	横ばい
5 売上(収入)額	1.77	1.77	1.66	1.65	悪化
6 仕入(材料代)価格	1.18	1.23	1.15	1.19	横ばい
7 労務費の傾向	1.56	1.50	1.56	1.55	横ばい
8 燃料費の傾向	1.22	1.31	1.20	1.20	横ばい
9 収益(経常利益)	1.58	1.68	1.59	1.56	横ばい
10 価格への転嫁	1.63	1.67	1.59	1.56	横ばい
11 消費税の価格への転嫁	1.80	1.82	1.76	1.75	横ばい
12 従業員の過不足※	2.32	2.19	2.35	2.37	横ばい
13 資金の調達状況	1.85	1.86	1.84	1.85	横ばい
14 金利の動向	1.77	1.72	1.64	1.64	悪化
15 取引条件	1.87	1.90	1.85	1.84	横ばい
16 従業員の高齢化	1.41	1.37	1.34	1.36	横ばい

※12. 従業員の過不足は評価点が2点を超えるほど「不足感」が強まる。(＝マイナス評価)

経営者の景況判断について調査した16項目の評価点を前年同期と比較すると、「悪化」が前回調査の0項目に対し今回は4項目と大幅に増加した。「横ばい」が前回調査の13項目に対し今回は12項目と減少したが、「改善」は前回調査では4項目あったのに対し今回は0項目と大幅に減少した。

前年同期より「悪化」したのは、「2.業界全体の景況」、「3.自社の景況」、「5.売上(収入)額」、「14.金利の動向」の4項目であった。「横ばい」は「1.エネルギー等の高騰の影響」、「4.市場の競争」、「6.仕入(材料代)価格」、「7.労務費の傾向」、「8.燃料費の傾向」、「9.収益(経常利益)」、「10.価格への転嫁(コストアップ等)」、「11.消費税の価格への転嫁」、「12.従業員の過不足」、「13.資金の調達」、「15.取引条件」、「16.従業員の高齢化」の12項目であった。

以上から当市の事業者の景況判断は、前年同期と比較して「横ばい」の項目が多いものの「改善」した項目はなく、「悪化」した項目が4項目あることから、景況判断は「やや厳しくなった」という見方が共通した認識である。

2 経営の課題

事業所が抱える経営課題として注目すべきは、「原油高」、「円安」、「ウクライナ紛争」「トランプ関税」等に起因すると思われる「原材料・仕入原価の上昇」が130件(支持率50.4%)とダントツの1位となっていることである。

2位は「燃料の高騰」が98件(支持率38.0%)、3位は「社員の高齢化」が94件(支持率36.4%)、4位は「売上不振」で76件(支持率29.5%)、5位は「需要の停滞」と「設備の老朽化」で56件(支持率21.7%)等となっている。

NO	経営課題項目	小売 卸売業	製造業	サービス 業	運輸業	建設業	製材 建具業	その他	不明	合計
12	原材料・仕入原価の上昇	17	18	29	4	43	3	9	7	130
15	燃料の高騰	12	14	21	7	30	1	4	9	98
17	社員の高齢化	16	13	18	6	22	2	11	6	94
1	売上不振	17	14	18	1	17	2	3	4	76
2	需要の停滞	10	10	15		14		3	4	56
20	設備の老朽化	13	11	10	3	7	2	5	5	56
5	競争の激化	11	7	15	1	12	2	1	4	53
16-2	人手不足	3	10	7	2	22	1	6	1	52
18	人件費高	7	11	8	4	9	1	2	2	44
9	価格に税等を転嫁できない	8	9	5	2	11		4	4	43
22	事業承継・後継者	9	8	7		5	1	2	3	35
4	民需の停滞	4	5	6		9		1	1	26
6	新規参入の増加	3	2	7	1	2			2	17
21-1	運転資金の資金繰り難	1		4	2	3	1	1	4	16
19	設備不足	4	3	4	1	2		1		15
3	官公需の停滞	2		6		4		1	1	14
10	消費者ニーズの変化	6	3	2	2	1				14
8	同業店との競争激化	4	1	3		4			1	13
13	取引条件の悪化	2	1	4		4				11
7	大型・中型店との競争激化	7		1		1			1	10
11	異業種からの参入	1	1	1	3	2				8
21-2	設備資金の資金繰り難	1		5	2					8
23	インボイス制度への対応			1	1	3			1	6
14	在庫過剰	1		3		2				6
24	その他	2								2
16-1	人手過剰									
	回答総数	161	141	200	42	229	16	54	60	903

3 賃金引上げの実施状況及び今後の実施予定、経営への影響について

毎年10月に愛媛県の最低賃金が引き上げられているが、「賃金を引き上げる従業員がいない」と回答した事業者が95社(32.9%)と最も多かったが、「上期に賃上げを実施した」と回答した事業者は71社(24.6%)だった。

一方今後の予定としての下期の賃上げについて質問したところ、「下期に賃上げをする予定」と回答した事業者は19社(6.6%)と少なかった。今後の賃上げについて厳しい見方をしている事業者が多いことがわかった。

NO	賃上げの実施状況と今後の予定	小売 卸売業	製造業	サービス 業	運輸業	建設業	製材 建具業	その他	不明	合計	構成比
1	賃金を引上げる従業員がいない (一人親方・家族経営など)	9	5	22	2	28	1	10	18	95	32.9
2	上期に賃上げを実施した	17	13	14	4	16	2	4	1	71	24.6
3	下期に賃上げをする予定	4	6	3	1	4	0	1	0	19	6.6
4	下期に賃上げを検討中だが、現時点 では時期は未定である	2	4	3	3	7	0	4	0	23	8.0
5	業績悪化等の理由により下期の賃上 げは困難である。	3	1	4	1	5	0	1	2	17	5.9
6	現在のところ下期に賃上げの予定は ない	15	8	14	0	19	0	4	4	64	22.1
	合計	50	37	60	11	79	3	24	25	289	100.0

NO	賃金引上げに伴う経営への影響	小売 卸売業	製造業	サービス 業	運輸業	建設業	製材 建具業	その他	不明	合計	構成比
1	影響が大きい(収益を圧迫している)	6	5	5	0	4	1	6	1	28	51.9
2	影響はどちらともいえない(現時点で は吸収できている)	3	2	5	1	5	1	1	1	19	35.2
3	影響は少ない(生産性向上や価格転 嫁で対応できている)	1	0	2	1	3	0	0	0	7	13.0
	合計	10	7	12	2	12	2	7	2	54	100.0

4 まとめ

少子高齢化の影響で従業員の高齢化・人手不足が顕在化している中で、賃金を引上げなければ採用が困難な状況である。しかし一方では、賃金を引上げることで「経営への影響が大きい(収益を圧迫している)」状況にあることから、国・愛媛県をはじめ、伊予市役所や商工会議所および事業者を支援する関係機関等が賃上げ・コストアップを吸収するために、生産性向上や価格転嫁を支援する方法を事業者にアドバイス・サポートすることが求められている。事業者のニーズを踏まえて引き続ききめ細かい対応をしていく必要がある。

青年部

活動通信

ジュニアエコノミーカレッジ 他



ジュニアエコノミーカレッジを開校

令和8年7月12日(日)に、4回目となる「ジュニアエコノミーカレッジ in いよし」の入学式・ドリームセミナー(参加者説明会)・サポーターセミナー(保護者説明会)を開催しました。また、9月12日(土)～13日(日)には「アクティブセミナー」を開催し、子どもたちは事業計画の作成や販売に向けた準備に取り組みました。



ジュニアエコノミーカレッジは、小学校5・6年生が1チーム5名で模擬株式会社を設立し、計画・仕入れ・製造・販売・決算・納税まで、会社経営の一連の流れを体験するプログラムです。



現在は販売する商品も決まり、参加5チーム・25名の子どもたちが、11月の販売実践会に向けて試作や準備を進めています。

11月1日(日)には、「いよし市民総合文化祭 & ふるさとフェスティバル」のウェルピア会場にて「ジュニエコ販売実践会」を開催します。子どもたちの挑戦を、ぜひ会場でご覧いただき、温かいご声援をお願いいたします。

家族例会を実施

令和8年8月23日(日)、伊予市森の「SEA HOUSE」において家族例会を開催し、64名に参加いただきました。

今年のテーマは「ありがとう」。普段なかなか伝えることのできない感謝の気持ちを、日頃からYEG活動に理解と協力をいただいている家族や恋人、仲間へ伝えました。

当日は、参加者同士の交流も大いに盛り上がり、予定時間を1時間以上延長するほど、楽しい時間を過ごしました。バーベキューや宝探しゲーム、たき火など、終始笑顔の絶えない家族例会となりました。



南予YEG合同交流会に参加

令和8年9月5日(土)、宇和島市の「ほづみ亭」で開催された南予YEG合同交流会に8名で参加しました。

当日は、宇和島・八幡浜・大洲伊予の4単会が集まり、交流を深めるとともに、YEG活動や地域について意見を交わし、親睦を深める貴重な機会となりました。



女性会

活動だより

県連活動推進委員会 他



県連 活動推進委員会に参加

令和8年9月11日(金)、ホテルマイステイズ松山において「第1回活動推進委員会」が開催され、当女性会から池田会長他2名で参加しました。会議では、来期県大会ならびに各ブロック研修会について、審議が行われました。



県大会につきましては、八幡浜の皆さまが準備を進めてくださっています。県内の女性会の皆さまと交流を深められることを楽しみにしております。

秋の「いもたき会」に参加

令和8年9月11日(金)、伊予市の秋の風物詩「五色浜いもたきの初煮会」が開催され、高井副会長、山崎顧問が参加しました。



当日は、午後から雨も上がり、心地よい潮風を感じながら、地域の皆さまとともに旬の味覚を楽しみ、交流を深めました。

SAZANAMIマルシェ フリーマーケットに出店

令和8年9月19日(土)、伊予市内で開催された「SAZANAMIマルシェ」に、女性会として出店しました。当日は、会員の皆さんからの品物を持ち寄り、フリーマーケットを開催しました。

女性会のブースには多くの方が足を運んでくださり、品物を通じて会話を楽しみながら、地域の皆さまとの交流を深めることができました。

今回の出店は、地域の皆さまとふれあいながら、女性会の活動を知っていただく貴重な機会となりました。ご来場いただいた皆さま、ありがとうございました。これからも地域とのつながりを大切に、さまざまな活動を通して、地域の皆さまとの交流を深めていきたいと思っております。



《女性会活動については、

Instagramで情報発信中！》

